

5回
平成30年第 総 会
5月

白井市農業委員会会議録

平成30年5月8日 開会

平成30年5月8日 閉会

白井市農業委員会会議録

平成30年5月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

出席農地利用最適化推進委員は次のとおり

1. 齋 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

6月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 5月25日金曜日
- ・事前審査会(案) 6月1日金曜日
第2班 午前9時から 本庁舎3階会議室301
- ・総会(案) 6月8日金曜日
午後4時00分から

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、皆さんお集まりということで、始めさせていただきます。

田植えの時期で、また、梨の摘果作業と、大変お忙しい中、平成30年の5月定例総会ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、先月の市議会の都市経済常任委員会との意見交換会では、大変ご苦労さまでした。

この意見交換会に際しましては、秋本市議会議長さんから、「長時間にわたり貴重なご意見を賜り、有意義に開催することができました。貴農業委員会と農地利用最適化推進委員のますますのご活躍を心から祈念いたします」という内容の礼状がありましたことをご報告させていただきます。

続きまして、会議に入らせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出

席委員が過半数に達したため、これより平成30年5月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番、宇賀義則委員、1番、根本孝一委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年5月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、大字富塚字矢地川361番。

地目、田、現況、田。

地積、471平米。

権利者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積、92アール。

義務者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

事由、所有権移転（売買）。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

内藤秀樹委員、お願いします。

内藤秀樹委員 内藤です。

議案第1号1番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんと、義務者、〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から北西へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、代かきが終わり、苗を植えつけるばかりになっていました。

進入路については、農道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

田は細長く、お父上の所有する田と事実上一枚田になっており、購入することにし

たそうです。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター、耕運機、草刈り機、軽トラック各1台等そろっております。

労働力は世帯員が7人ですが、権利者本人と高齢のご両親が農業に従事しています。後継者は、ご子息の誰かが継ぐ可能性があるそうです。

年間従事日数は150日、技術力もあります。

面積要件も、下限面積の50アールをクリアしています。

現在、所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の川上 洋委員、お願いします。

川上 洋委員 川上です。

この土地は、親の代から、ずっと一緒につくっちゃっていたみたいで、賃貸のやりとりの契約書なんかはなくて、やっていたみたいなのですけども、だからこの集積のほうも出てないと思うんです。

今、畑は全部、大体きれいに、作物はつくっているところは少ないですけども、畑、梨畑だったんですけども、今、梨を切ってしまうてきれいに掃除をして、あとあそこタマネギ屋さんだっけ、あそこの上を貸してあるところとかあるんですけども、全部大体きれいにつくっています。

ずっとつくっていて、この際、親から代がかわっちゃうので、この際だからちゃんと整理しちゃおうということで、〇〇さんのところは4メートルぐらいなのです。

そうすると、できないので、だからずっとくっつけて報告なしでつくっちゃっていたみたいで、現在は田植えや代かきは業者に頼んでやってもらっているそうです、稲刈りも。

全部ちゃんと管理して、きれいにやっていくそうですので、問題ないと思います。以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入

ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年5月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1番、大字富士字南園、地番291番1の一部。

地目、畑、現況、畑。

地積、1,268平米のうち、304.24平米。

権利者、白井市根 番地、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

義務者、白井市富士 番地、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う所有権移転（専用住宅）。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

内藤秀樹委員、お願いします。

内藤秀樹委員 内藤です。

議案第2号の1番について、調査報告をいたします。

審査資料2番をごらんください。

当日の出席者は、権利者、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇さんの代理人で、〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さんの代理人で、行政書士の〇〇〇〇さんが出

席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から南西へ約2.5キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、街区に占める宅地の割合が40%以上なので、第3種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、転用を伴う所有権の移転で、建売住宅を2棟建築するものです。現地は、ガレージと駐車場と畑になっておりましたが、ガレージと駐車場部分においては始末書が提出されております。

また、富士地区は、白井市マスタープランにおいて、低密度住宅地区に定められた土地の区域で、白井市まちづくり条例で地区まちづくり計画を定めた区域です。

資料2-25番、2-26番で、富士字南園北地区まちづくり計画が、市の事業として告示されております。

それにより今回の申請が上がりました。

次に、一般基準ですが、本申請は建売住宅2棟を建築ということですが、申請面積は304.249平米であり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われれます。

資金は、自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手されると思われれます。周辺農地はなく、支障はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われれます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

宇賀義則委員、お願いします。

宇賀義則委員 地区担当の宇賀です。

5月4日に、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんにお会いして、お話を聞きました。

今回の申請の理由ですが、〇〇〇〇さんが病気をしまして、そのことがきっかけで会社をやめたそうです。

その結果、収入がなくなってしまう、今回、申請された土地を整理したいという気持ちになったそうです。

今現在、野菜をつくっている部分は、そのまま今後も継続してつくっていくということで、一部ガレージと駐車場をつくってしまったということについては始末書のとおりで、申しわけありませんでしたというお話でした。

5月7日には、権利者代理人の〇〇〇〇さんにもお話を伺いまして、先ほどの〇〇〇〇さんの話していた内容と同じお話でした。

いずれの方も、どうぞよろしくお願ひしますということでした。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

根本委員。

根本孝一委員

農業委員の根本です。

事務局の方にお聞きしたいのですけれども、勉強のためにとというか、富士南園北地区まちづくり協議会っていうところから今回出ているのですけれども、富士にはこういった協議会が幾つかあるのでしょうか。ちょっとその辺。

笠井会長

事務局。

事務局

事務局の大野です。

協議会があるというわけではなくて、開発を行うにあたり協議会をつくりまして、それで市のほうに申請を行うような形になります。

面積は5,000平米を超える面積で、市が計画の認定を行うような形になると思います。

根本孝一委員

わかりました。

笠井会長

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長

賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

事務局、高橋でございます。

議案第3号 平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成30年度第2次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

平成30年5月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページをごらんください。

4ページにつきましては、市長からの協議文となります。

説明は割愛させていただきます。

5ページをごらんください。

それぞれの一覧表となっております。

1番から順次説明を申し上げます。

1番、大字折立字向地591番1。

地目、畑。

利用権設定面積、1,800平米。

種類、賃貸借権。

内容、畑作。

期間、5年。

賃料、2万7,200円。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、住所、白井市折立 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、住所、白井市富士 番地の 、〇〇〇〇。

経営面積、41アール。

新規。

2番、大字谷田字北前原766番。

地目、畑。

利用権設定面積、3,120平米。

種類、使用貸借権。

内容、畑作。

期間、6年。

賃料、無償。

利用権を設定する者、白井市谷田 番地の 、〇〇〇〇相続人代表、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、柏市布瀬 番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

経営面積、623アール。

新規。

3番、大字谷田字新山1246番1、外4筆。

地目、畑。

利用権設定面積、5筆で1万891平米。

種類、使用貸借権。

内容、畑作。

期間、6年。

賃料、無償。

利用権を設定する者、白井市谷田 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者につきましては、2番に同じでございます。

4番、大字十余一字清戸道西43番26、43番27、合併の1。

地目、畑。

利用権設定面積、3,444のうち、3,000平米。

種類、使用貸借権。

内容、畑作。

期間、6年。

賃料、無償。

利用権を設定する者、白井市十余一 番地のうち 、〇〇〇〇。

こちら利用権の設定を受ける者につきましては、2番に同じでございます。

5番、大字十余一字清戸道西43番79。

地目、畑。

利用権設定面積、1,282平米。

種類、使用貸借権。

内容、畑作。

期間、6年。

賃料、無償。

利用権を設定する者、白井市十余一 番地の 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者につきましては、こちら2番に同じでございます。

6番、大字十余一字清戸道西43番15-1-2、外1筆。

地目、畑。

利用権設定面積、2筆で2,849平米。

種類、使用貸借権。

内容、畑作。

期間、6年。

賃料、無償。

利用権を設定する者、白井市十余一 番地の 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者につきましては、こちら2番に同じでございます。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

笠井会長

ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1番から6番については新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

1番について、中村教雄委員、お願いします。

中村教雄委員 地区担当の中村です。

こちら、〇〇さんに関しましては、〇〇〇〇に今まで貸してあったのですが、そちらとの合意解約により、〇〇さんがこのたび借りるということで、新規に借りることになりました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番、3番について、内藤秀樹委員、お願いします。

内藤秀樹委員 内藤です。

〇〇〇〇さんは、ことし亡くなりまして、それで〇〇〇〇、奥さんのほうですけれども、相続人代表ということでなります。

それで、〇〇さんも80歳を過ぎておりまして、畑もなかなかできなくなり、そして後継者もおりませんので、以前〇〇さんに貸していた〇〇さんから聞いて〇〇さんに決めて、貸そうと思ったそうです。

それと、〇〇〇〇さんのほうですが、〇〇さんも以前に〇〇さんに農地を貸しており、〇〇さん自身、あと息子さんも農業をやっていませんので、同じように〇〇さんに貸すことにしたそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

4番、5番、6番について、最適化推進委員の山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 山崎です。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは勤めているため、農業はされておられません。

〇〇〇〇さんも体調面の問題から、農業をされておられません。

お三方とも管理が大変だということで、同じ十余一地区の方の紹介で、〇〇さんに貸すという経緯になりました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

福田委員。

福田孝一委員 福田です。

3、4、5、6を、〇〇さんは、ここを借りて大分大きな面積なんですけど、大豆

ですか、何をやろうとしていたか。

山崎雅巳委員 山崎です。
大豆だと。

福田孝一委員 現状は、どんな状態なのですか。

山崎雅巳委員 現状は、耕うんしてあって、きれいになっています。

福田孝一委員 きれいに。ありがとうございました。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定について、一括で採決を行います。
承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画を策定したので、提出いたします。

平成30年5月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

詳細につきましては、担当のほうから説明させていただきます。よろしく申し上げます。

事務局 事務局、大野です。

農業委員会に関する法律第37条で、農業委員会の事務の実施については公表しなければならないとされておりますので、毎年この様式に従って、こちらのほうでインターネットのホームページに載せております。

内容については、7ページをごらんください。

7ページから15ページまで、こちらは昨年度、平成29年度に行った農業委員会の実

績を記載してございます。

7ページは、総会の周知と、それから議事録の作成についてを書いてございます。

続きまして、8ページのほうは、昨年3条で申請して許可した件数が24件、続きまして、2番のほうなのですけれども、転用の関係、こちらのほうを審議しました件数が12件となっております。

それから9ページ、10ページは飛ばしまして、11ページ、こちら遊休農地に関する評価でございます。

昨年、調査を行いまして、遊休農地面積が199ヘクタールということで、目標が毎年2ヘクタールの改善を目標としておりますので、それでおととの面積との比較をしたところですが、3ヘクタールは改善されておりました。

調査の実績ですけれども、こちらのほうは8班3人ずつで回りましたので、その24人ということで、載せてございます。

遊休農地への指導と下のほうにございますけれども、こちらのほうは苦情等ありまして、農業委員会で通知を出した件数が3件ありましたので、そちらのほうを記載させていただきました。

続きまして、12ページ。

目標に対する評価なのですけれども、目標を上回ったということで記載してございます。

続きまして、13ページ。

こちら、認定農業者の数をふやそうというような計画で、5件というような形で昨年計画しましたけれども、実質6件減ってしまいまして、逆にマイナスの120%というような格好になってしまいました。

続きまして、14ページをごらんください。

こちらのほうは集積の関係なのですけれども、認定農業者と、あと大きな農家さんを集めまして、集積しているであろう面積を今のところ246ヘクタールということで、指針のほうの計画に記載させていただきます。

県のほうの目標が51%を目標ということで、それにあわせまして毎年50ヘクタールの集積というような形になってしまっております。

しかしながら、平成29年度の実績は、〇〇さんとかの集積がありましたので、7.9ヘクタール集積できました。

達成率としては15%なのですけれども、実感としては結構集積したんじゃないかなというような実感はございます。

続きまして、15ページでございます。

違反転用なのですけれども、違反転用はずっと同じところで違反転用になっておりまして、解消されておられません。

そのような形で報告させていただきます。

続きまして、16ページから18ページまでが、平成30年度の計画ということで、記載させていただきます。

16ページは、これは農業委員の現状です。農家の現状と農業委員の現状を記載させていただきます。

続きまして、17ページ。

こちらのほう集積の関係なのですけれども、先ほど申し上げたとおり、県の目標にあわせると、50ヘクタールというような形になっております。

続きまして、18ページ。

こちらのほうも平成30年度の目標としまして、指針にあわせまして、2ヘクタールが目標という形をとらせていただいております。

違反転用への対応も、昨年と同じく3.5ヘクタールの違反、是正するような形で記載したいと思います。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

これより質疑に入らせていただきます。質疑のある方は挙手をお願いします。

宇賀委員。

宇賀義則委員 宇賀です。

先ほど、11ページの遊休農地への指導で3件ということでしたが、もう少し詳しく教えていただきたいのですが、どういった指導。

事務局 周りの住民の方が、草が生えていて何とか注意してくれないかということで、そのように連絡がありまして、事務局で現地を見に行きまして、その方に手紙で草刈りをお願いしますというような形で通知をしてございます。

以上でございます。

笠井会長 よろしいですか。

宇賀義則委員 ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 資料19ページをごらんください。

報告第1号は、競（公）売買受適格証明書に係る農地法3条許可書の交付についてでございます。

次に、20ページをごらんください。

報告第2号 専決処分について、下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成30年5月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

21ページをごらんください。

専決処分書となっております。農地法第3条の3第1項の規定による届け出となります。

22ページをごらんください。

報告第3号といたしまして、農地法第18条第6項の規定による通知でございます。

報告事項は、以上でございます。

次回の総会及び事前審査会の日程について、お知らせいたします。

次第にありますとおり、6月の事前審査会、総会の日程につきましては、

申請受付締め切りが、5月25日、金曜日。

事前審査会（案）といたしまして、6月1日、金曜日、こちらは1班の担当となります。

午前9時から、本庁舎3階会議室301となります。

総会（案）といたしまして、6月8日、金曜日、午後4時から、こちらも本庁舎3階会議室301となります。

事務局からは以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長 笠井行雄

白井市農業委員会議事録署名人 宇賀義則

白井市農業委員会議事録署名人 根本孝一